

議案第28号

三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年3月11日

三朝町長 吉田 秀光

平成14年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の育児休業等に関する条例（平成4年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第6条の2、第7条</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第6条の2、第7条</p>

並びに第9条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 及び (2) 略

(3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(4) 三朝町職員の定年等に関する条例(昭和59年三朝町条例第13号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年三朝町条例第14号)第14条の規定による特別休暇(以下「特別休暇」という。)のうち別に定めるものを与えられ、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該承認が取り消された後、当該特別休暇若しくは出産に

並びに第9条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 及び (2) 略

(3) 育児休業の承認を請求する日から起算して1年以内に任期が満了する職員及び三朝町職員の定年等に関する条例(昭和59年三朝町条例第13条)第2条の規定により退職することとなる職員

(4) 三朝町職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児休業をしている職員が三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年三朝町条例第14号)第14条の規定による特別休暇(以下「特別休暇」という。)のうち別に定めるものを与えられ、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該特別休暇若しくは出産に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) 略

(3) 育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、当該職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したこと（この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。）。

(4) 略

第4条 略

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

(2) 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

(任期付採用職員の任期の更新)

第5条の2 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(2) 略

(3) 略

第4条 略

(育児休業の承認の取消事由)

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったこととする。

第5条の3 略  
2 略  
第6条以下 略

第5条の2 略  
2 略  
第6条以下 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 143 号。以下「改正法」という。）の施行の日前に改正法による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項の規定により育児休業をしたことのある職員（改正法の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。）については、改正法による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情には、改正法附則第 2 条第 2 項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。
- 3 前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。

(由事所定の職員の業務)

（由事所定の職員の業務）  
第 2 条第 1 項第 1 号第 2 号の業務  
（由事所定の職員の業務）  
第 2 条第 1 項第 1 号第 2 号の業務  
（由事所定の職員の業務）  
第 2 条第 1 項第 1 号第 2 号の業務

(由事所定の職員の業務)

(由事所定の職員の業務)  
第 2 条第 1 項第 1 号第 2 号の業務  
（由事所定の職員の業務）  
第 2 条第 1 項第 1 号第 2 号の業務  
（由事所定の職員の業務）  
第 2 条第 1 項第 1 号第 2 号の業務

(原任の職員の業務)

(原任の職員の業務)  
第 2 条第 1 項第 1 号第 2 号の業務  
（原任の職員の業務）  
第 2 条第 1 項第 1 号第 2 号の業務  
（原任の職員の業務）  
第 2 条第 1 項第 1 号第 2 号の業務